

事務連絡
令和5年1月17日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科病院における虐待が疑われる事案に対する医療機関での対応について（再周知）

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、精神科病院において虐待が疑われる事案が静岡県において発生したところです。当該事案については、事実関係の確認が行われているところですが、いずれにしましても、精神障害者に対する適切な医療を行うことは、精神障害者の福祉の増進等の観点から重要であります。

その上で、精神科病院に入院している精神障害者については、人権擁護の観点で特に配慮が求められていることから、今般の精神保健福祉法の改正により、通報制度等の虐待防止措置が規定され、令和6年4月1日より施行されることとなっておりますが、施行までの間におきましても、各都道府県等においては、管内精神科病院に対し、下記について周知徹底を図っていただきますよう、改めてよろしく申し上げます。

記

1. 虐待が疑われる事案が発生した場合には、各医療機関は速やかにその概況を各都道府県等に報告すること。
また、その後の都道府県等の実地指導に協力するなど、各都道府県等と連携して再発防止に努めること。（別添1参照）

2. 平時より医療機関は、院内における虐待の防止に必要な措置を講じること

※ 障害者虐待防止法第31条の規定により、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（間接的虐待防止措置）を講ずるものとされています）

（参考）医療機関における虐待防止措置について実際の取組事例をまとめたものを別添2のとおり周知しており、また、令和3年度障害者総合福祉推進事業において、精神科医療機関等における虐待防止等に係る研修・啓発資料を作成し、別添3の通り周知しておりますので、こちらも併せてご参考まで送付いたします。

以上

(添付資料)

- 別添 1 : 「精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について」
(令和 2 年 7 月 1 日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡)

- 別添 2 : 「障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について」(令和 3 年 9 月 29 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡)

- 別添 3 : 「精神科医療機関における虐待防止等に係る研修・啓発資料の周知について」
(令和 4 年 4 月 12 日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡)